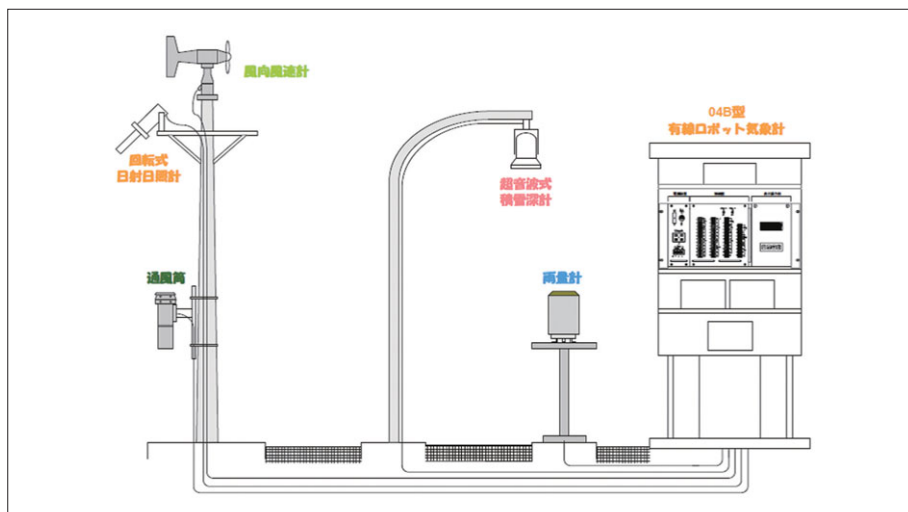




3. 気象観測の精度と維持について

観測データの品質を確保するには、気象測器の精度を維持することが必要です。

精度が確保されていない気象観測の成果を公表したり、これに基づいた予報を行ったりすると社会的混乱を生ずる恐れがあります。さらに、通常の気象条件はもちろんですが重大な気象災害や記録的な気象現象を的確に捉えるためには、観測データの信頼性を確保することが益々重要になります。このため、気象庁以外で公共的な気象観測を行う場合には、気象庁へ気象観測施設の設置届出を行い、検定に合格した気象測器を使用することが気象業務法により定められています。

気象測器の検定実務は、気象庁長官の登録を受けている者が「登録検定機関」として実施しています。以下の法人が登録検定機関としての登録されており、検定事務を実施しています。

財団法人気象業務支援センター <http://www.jmbasc.or.jp/>

検定対象の測器は温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計及び雪量計の7種類があり、

(構造検査) 長期間安定して一定の精度で測定できる構造・材質であるか

(器差検査) 観測に必要な精度があるか

を検査し合格したものに対して検定証書が発行されます。

なかがわ ゆたか(大阪管区気象台)